

復興特区支援利子補給金
公募要領
(令和6年度第3回)

令和6年11月

復興庁

目 次

1. 事業の目的等	1
（1）事業の目的	1
（2）利子補給金の支給の対象主体	1
（3）対象事業	1
（4）公募の趣旨	1
（5）応募要件	2
（6）利子補給の対象となる貸付内容等	5
2. 利子補給金の交付額等	5
（1）利子補給金の交付額	5
（2）利子補給率	6
（3）利子補給金の支払期間	7
3. 応募書類等の提出	7
（1）受付期間	7
（2）応募書類の提出方法	7
（3）送付先、問合せ先	7
（4）提出書類	8
4. 確認結果の通知	8
5. 内容確認の通知後の手続	8
（1）復興推進計画の認定申請	8
（2）指定金融機関の指定申請	9
（3）対象事業者の推薦申請	9
6. 事業完了報告書の提出	9

1. 事業の目的等

(1) 事業の目的

本事業は、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第2条の基本理念を踏まえ、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第3項第3号に定める復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令に定める事業のうち復興推進計画の目標を達成する上で中核となるもの（少子高齢化、電力その他のエネルギー利用の制約等の課題の解決に資する先導的な取組み、被災地域における雇用機会の創出等を図る事業等）の円滑な実施を支援することを目的としています。

(2) 利子補給金の支給の対象主体

支給の対象となる金融機関は、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号。以下「規則」という。）第3条に規定された以下のとおりとなります。

- ・ 銀行
- ・ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ・ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ・ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ・ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ・ 農林中央金庫
- ・ 株式会社商工組合中央金庫
- ・ 株式会社日本政策投資銀行

(3) 対象事業

復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして規則第2条で定める事業（次項の表を参照）のうち、復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものとなります。

(4) 公募の趣旨

復興の円滑かつ迅速な推進を幅広く支援する観点から、復興特区支援利子補給金の支給対象事業等を公募するものです。

復興推進計画の認定申請に先立ち、予定されている復興特区支援利子補給金の支給対象等が要件に合致しているかなどをあらかじめ確認し、内容に特段問題がなければ、復興推進計画の認定申請等の必要な手続を進めることとなります。

(5) 応募要件

①対象区域

法第4条第1項の政令で定める下表の区域内で行われるもの。

県名	対象区域
岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町の区域
宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町の区域
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町、同郡南会津町、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、同郡昭和村、同郡会津美里町、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町、同郡鮫川村、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、同郡古殿町、田村郡三春町、同郡小野町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町、同郡飯舘村の区域

②対象事業

募集対象となる事業は、規則第2条各号に規定された事業のうち、対応する下表の要件の全てを満たすものとします。

なお、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体による出資比率の合計が50%を超える子会社・子法人を含む）による出資比率が50%を超える事業者など、国又は地方公共団体による資本的支配を受けていると評価される事業者が実施する事業は対象外とします。

表 規則第2条に規定された事業及び要件

区 分	事業内容	要 件
第1号	疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医	D, E

	療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業	
第2号	農林水産業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業	
第3号	エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事業	
第4号	地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業	
第5号	新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、雇用機会の創出に資するもの	A, B, C ただし、福島県の内陸部（※）にあつては、上記要件に加え、次のいずれかの要件を満たすこと ①当該事業者への貸付合計額が10億円以上であること。 ②定款上の本店所在地が法第4条第1項の政令で定める区域内である当該事業者が新たな工場、研究施設等を建設するものであること。
第6号	地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であって、雇用機会の創出に資するもの	
第7号	貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業	D, E
第8号	情報通信基盤の整備等に関する事業	
第9号	地域における公共交通機関の整備等に関する事業	

※ 福島県の内陸部は、上記①に掲げる表の福島県の区域のうち、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯舘村の区域を除いた区域をいいます。

<要件 A>

認定申請を行う特定地方公共団体におけるそれぞれの日本標準産業分類の大分類に占める対象業種（中分類）の占有率（新規事業所による増加分も含む）が上位 5 業種以内（製造業については上位 10 業種以内）であること（以下のア、イのいずれかでこの要件を満たすこと）

ア. 売上高又は生産額（※）

イ. 従業員数（パート・アルバイトは含み、派遣社員を除く。）

（※）製造業、小売・卸売業は、売上高（製造品出荷額・小売販売額及びこれに準ずるもの）とし、これ以外の業種は、生産額とする。

<要件 B>

対象業種の中における当該事業者の売上高又は従業員数（新規事業所による増加分及び既存事業所分）の占有率がおおむね 1 / 6 以上であること

<要件 C>

当該事業の実施により、法第 4 条第 1 項の政令で定める区域内において、下表に掲げる人数の新規雇用（事業実施後から事業実施前を差し引いた純増分の従業員数）を創出すること

当該事業者への貸付合計額※	新規雇用者数
3 億円以上	3 人以上
10 億円以上	10 人以上
30 億円以上	30 人以上
50 億円以上	50 人以上

※ 利子補給の対象貸付額であって、当該事業に貸付けを行う金融機関が複数ある場合は、各金融機関による貸付額を合計したもの

<要件 D>

復興推進計画の区域において、当該事業の実施が地域の復興のために推進すべき位置付けにある事業に関するもの

なお、地域の復興のために推進すべき位置付けにある事業に該当せず、雇用創出が少なく、地元への経済波及効果が見込まれないなど、特定地方公共団体の復興への貢献が説明できない事業は対象となりません。

※「地域の復興のために推進すべき位置付けにある事業」とは、東日本大震災以降において、例えば次のいずれかに該当するものが想定されます。

- 公的な各種計画（例：特定地方公共団体の復興計画又はそれに類する計画）に位置付けられていること
- 特定地方公共団体の議会において議決等を得ていること

<要件 E>

次のいずれかを満たすこと

- ① 当該事業の事業費の規模が認定申請を行う特定地方公共団体における要件 A の業種の設備投資平均額（直近 3 年以上の平均値）と同等以上と認められること
- ② 当該事業者にとって新たな生産目的等を達成するための設備投資※であって、事業費が年間の減価償却費（直近 3 年以上の平均値）を超える設備投資であること（※：老朽化設備の更新投資等は対象となりません）

（6）利子補給の対象となる貸付内容等

- 原則として、令和 7 年 4 月から同年 7 月までに初回貸付けを実行（貸付契約等を行うもの）し、かつ、指定金融機関の指定を受けた日から 1 年以内に利子補給契約に係る貸付けを完了する予定のものを対象とします。当該期間以前に実行した貸付けは利子補給の対象とはなりませんので、御注意ください。
- 金融機関による単独の事業者への貸付合計額が 3 億円以上のものを対象とします。ただし、単独の事業者が同一特定地方公共団体で行う事業に対する貸付合計額は 100 億円を上限とします。
- 本制度は法第 44 条第 4 項に基づき、当該貸付けが最初に行われた日から起算して 5 年間の利子補給契約を結ぶ制度となっており、貸付期間は原則 5 年以上のものを対象とします。
- 国等の補助金を活用する場合において、当該補助金が交付されるまでのつなぎ貸付けは対象となりません。また、国等の補助金の交付要綱等において、他の支援制度との併用が禁止されている場合は対象となりません。
- 原則として運転資金は利子補給の対象となりません。
- 必要な資金の調達内容に補助金を含む場合には、応募様式に確定した補助額や具体的な補助金採択の状況を記載してください。

2. 利子補給金の交付額等

（1）利子補給金の交付額

単位期間毎に支給する利子補給金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる算式により、算出した額となります。

$$\text{利子補給金の額} = A \times B \div 365 \times C$$

A：単位期間における利子補給契約の対象である貸付契約の貸付残高又は規則第 21 条で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高のいずれか低い額

B：A の貸付残高の存する日数

C：（2）の利子補給率

なお、当該算式により計算した当該利子補給契約による利子補給金の額の合計が当該年度の予算から既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計を差し引いた残額を超えることが明らかになった場合、当該超えることが明らかになった新たに締結する利子補給契約の利子補給金については、次に掲げる算式をもって^{あんぶん}按分計算した額とし、予算の範囲内において支給することとなります。

新たに締結する各利子補給契約による利子補給金の額 = $A \times B / C$

A：利子補給金年度予算額 － 既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計

B：単位期間において新たに締結する各利子補給契約について、その対象である貸付契約の貸付残高又は規則第 21 条で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に関する貸付残高のいずれか低い額

C：Bの各利子補給契約に係る貸付残高の合計

(2) 利子補給率

利子補給率は貸付金利を基に以下の数値を上限とします。なお、貸付金利は当該事業者に対する一般的な貸付条件に照らして適正な水準であることを前提としております。

区 分	利子補給率
中小企業	貸付金利（上限 0.7 %）
上記以外の者	貸付金利 × 0.8（上限 0.7 %）

「中小企業」とは、業種毎に以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業及び個人を指すものとします。

業種分類	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
小 売 業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

※ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は、資本金 3 億円以下又は従業員 900 人以下、旅館業は、資本金 5 千万円以下又は従業員 200 人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、

資本金 3 億円以下又は従業員 3 0 0 人以下とします。

※以下の項目に該当する中小企業を除きます。

- 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が、同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人（以下「みなし大企業」という。）
- 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- 発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- 役員の総数の 2 分の 1 以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員又は職員が兼ねている法人

（３）利子補給金の支払期間

利子補給契約に基づく貸付けが最初に行われた日から起算して 5 年間

3. 応募書類等の提出

（１）受付期間

令和 6 年 1 1 月 1 日（金）から同月 2 9 日（金）まで

（２）応募書類の提出方法

応募される特定地方公共団体は、別紙を上述の受付期間中に電子又は紙媒体で（３）の送付先へ提出してください。なお、封書の宛名面には、「復興特区支援利子補給金提出書類在中」と朱書きで明記してください。

なお、不明な点がありましたら、次の問合せ先に御連絡ください。

（３）送付先、問合せ先

- 復興庁 福島広域まちづくり班 担当：二木、石川
〒100-0013
東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 6 階
TEL：03-6328-1111（内線：1321）
- 岩手復興局 地方創生班 担当：佐々木、小路、相澤
〒026-0004
岩手県釜石市松原町 3-10-22 小澤ビル 4 階
TEL：0193-27-5333

- 宮城復興局 復興まちづくり・被災者支援班 担当：青木

〒986-0825

宮城県石巻市穀町12-24 シャロンビル

TEL：0225-21-6005

- 福島復興局 特区班 担当：栗田、木田

〒960-8031

福島県福島市栄町11-25 AXCビル7階

TEL：024-522-8513

(4) 提出書類

添付の別紙を使用してください。

- 用紙の大きさはA4版。ワープロ打ち、フォントは12ポイント、書体は明朝体とします。提出書類の中央下に通しページ番号を必ず付けてください。
- 別紙のほかに、要件A、B、C又は要件D、Eを満たすことが分かる説明資料も併せて提出してください。(例：経済センサスのデータ、現状の従業員数、公的な各種計画の該当箇所の抜粋など)
- 別紙に基づき復興庁にて内容を確認します。また、確認の際、必要に応じて追加説明資料を提出していただくとともに、ヒアリングを行うことがあります。
- 別紙等は内容の確認に限定して使用します。なお、御提出された別紙等は返却いたしませんので御留意ください。

4. 確認結果の通知

別紙の受領後、速やかに内容を確認し、応募者に結果を通知します。

なお、予算の状況等により、これまでに利子補給を活用したことがない事業者を優先的に取り扱うことがあります。

5. 内容確認の通知後の手続

以下について、申請書等を指定された期限までに提出してください。なお、提出期限は事情により変更となる場合があります。

(1) 復興推進計画の認定申請（申請者：特定地方公共団体の長）

令和7年1月8日(水)まで

※法第13条に規定する復興推進協議会における協議を経て申請してください。なお、復興推進協議会は、書面を構成員に送付しその意見を書面にて聴取する書面開催の方法やインターネットを活用してのテレビ会議での開催の方法によることも含め御検討ください。

※福島県の内陸部を対象地域とする事業に関して、1.(5)の表中②の要件を満たすものとして復興推進計画の認定を申請する場合、別途、当該要件

が充足していることを証する下記各号の資料を復興庁に提出することになりますので、復興推進協議会での協議に際しては、構成員においても対象事業が1.(5)の表中②の要件を充足していることを下記各号の資料等により御確認ください。

- ① 対象事業により整備される工場、研究施設等の位置や当該土地の区域の現況等を示す資料（地図、写真など）
- ② 対象事業が、既存の工場又は研究施設等の除却又は使用停止を伴うことなく実施されるものであることを証する対象事業者による確認書

(2) 指定金融機関の指定申請（申請者：金融機関）

令和7年2月7日(金)まで

(3) 対象事業者の推薦申請（申請者：事業者）

令和7年2月7日(金)まで

※特定地方公共団体の長による対象事業者確認書を添付してください。

6. 事業完了報告書の提出

応募事業が完了した場合には、遅延なく事業完了報告書を提出する必要があります。

以 上